

令和7年7月7日
生活文化政策部

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設の
利用料金（施設利用協力金）について

（付議の趣旨）

本庁舎等における区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）について、令和6年3月に策定した「区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画」に定める利用料金（施設利用協力金）について決定する。

1 主旨

令和8年度に本庁舎等に整備する区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）について、令和6年3月に策定した「区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画」に定める利用料金（別紙1）の詳細について決定するとともに、学識経験者等で構成される事業運営委員会準備会（以下「準備会」）での議論等を踏まえた事業運営に係る検討状況や、施設開設、事業開始に向けた今後の取組み等について報告する。

2 区民利用・交流拠点施設の範囲

表1【区民利用・交流拠点施設】

開設時期	棟・工期	施設名称	位置付け
令和6年度	世田谷区民会館	ホール	公の施設
		集会室（2室）	
		練習室（2室）	
令和8年度	東1期棟	ラウンジ	庁舎（※）
		エントランスホール	
令和8年度	東2期棟	区民交流スペース	庁舎
		区民交流室（2室）	
		ピロティ	
		屋上庭園	
令和8年度	西2期棟	区民交流室（2室）	庁舎
	外構	広場	
令和11年度	西3期棟	区民交流室（キッチンつき）	庁舎

※ラウンジについては、令和9年度より区民会館に位置づけ、公の施設とする予定。

3 区民利用・交流拠点施設事業について

区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）は、単なる施設の提供（貸館施設）ではなく、本庁舎にある利点を生かし、多くの団体や区民に利用され交流を生み出す環境を作り、また市民活動を支援することを通して、区民参加や交流、協働につながる事業を区の事業として展開していく。

4 区民利用・交流拠点施設事業の進め方

当事業を進めるにあたっては、生活文化政策部が庁舎整備担当部より表1記載の庁舎部分について、年間を通して使用承認を受け、区の事業を実施する形とする。事業実施にあたっては事業者公募により選定した事業者に委託をし、事業者が利用団体等に対して利用調整を行う。

5 利用料金について

(1) 利用料金の考え方

生活文化政策部が当事業を実施するにあたり、利用団体等から一部徴収する利用料金については、行政財産の使用許可（目的外使用）による使用料ではなく、事業への参加に伴う「施設利用協力金」として徴収する。

※実施計画にて定めた利用料金（参加料）という名称については、事業の継続に必要な料金、また利用者から見てわかりやすい名称としたいことから、「施設利用協力金」とする。

(2) 施設利用協力金について

施設利用協力金については、利用用途を「NPO等の非営利利用（図1）」「民間企業等の営利利用（図2）」の2つに分けて、それぞれ利用可能なエリアを設定し以下の考え方に基づき徴収する（非営利利用、営利利用の定義については別紙2参照）。

図1【非営利利用可能エリア】※区民利用・交流拠点施設（区民会館を除く）全ての場所を利用可能



図2【営利利用可能エリア】



①NPO団体等の非営利利用

当施設事業はNPO団体等の利用を中心とした施設であり、利用促進の観点から安価な料金設定とする。なお、事業趣旨から、区内団体は原則無料とし、1日を超える利用や区外団体等の利用についてのみ利用料金を徴収する。

②民間企業等の営利利用

通常、庁舎を民間企業等が営利活動で利用することは庁舎管理規則の規制によりできないが、交流拠点施設に賑わいが創出されることで区民やNPO等活動団体の交流等を促進するなど、区の交流拠点施設事業に資することを条件に、一定の料金を徴収した上で利用を可能とする。なお、民間企業等の営利利用については、NPO等の利用料金よりも高い設定とする。

(3) 金額について

①NPO団体等の非営利利用

過去の検討や準備会において1回の利用をワンコインでできるようにという議論や利用促進の観点から、区民交流スペースの1回（4時間）の利用の額を500円として、それに応じ各諸室ごとに設定する。

表2【NPO団体等の非営利利用の料金表】

場所	※1 広さ (㎡)	区内団体				区外団体	
		一日以内利用 (4h料金額)		一日を超える利用 (4h料金額)		一日以内利用または1日 を超える利用 (4h料金額)	
		※2 区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし
区民交流スペース	160	無料	無料		250円	250円	500円
区民交流室1	25			50円	50円	100円	
区民交流室2	25			50円	50円	100円	
区民交流室3	35			50円	50円	100円	
区民交流室4	40			50円	50円	100円	
区民交流室5 (キッチン付)	60			100円	100円	200円	
広場	820			1,300円	1,300円	2,600円	
ピロティ	340			550円	550円	1,100円	
屋上庭園	270			400円	400円	800円	
エントランスホール1	230			350円	350円	700円	
エントランスホール2	70			100円	100円	200円	

※1 広さ (㎡) …活動可能な有効面積を参考に記載

※2 区との協働…区の事業や区との共催事業（公用事業等）を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

②民間企業等の営利利用

民間企業等の営利利用については、図2のとおり利用エリアを限定して利用を可とし、他自治体の事例も参考に以下の通り設定する。

表3【民間企業等の営利利用の料金表】

(単位：円)

広さ (㎡)	想定	㎡単価 (1h)	区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用			区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用		
			土日祝			平日(土日祝の2/3)		
			1時間	4時間	8時間	1時間	4時間	8時間
10	キッチンカー1台、テント1張	50	500	2,000	4,000	300	1,200	2,400
20		50	1,000	4,000	8,000	700	2,800	5,600
30		50	1,500	6,000	12,000	1,000	4,000	8,000
40		50	2,000	8,000	16,000	1,300	5,200	10,400
50		50	2,500	10,000	20,000	1,700	6,800	13,600
100		30	3,000	12,000	24,000	2,000	8,000	16,000
170	ピロティ全体	30	5,100	20,400	40,800	3,400	13,600	27,200
300		20	6,000	24,000	48,000	4,000	16,000	32,000
600	広場(300㎡×2)	15	9,000	36,000	72,000	6,000	24,000	48,000
820	広場全体	15	12,300	49,200	98,400	8,200	32,800	65,600
990	広場、ピロティ全体	15	14,850	59,400	118,800	9,900	39,600	79,200

※区内民間企業等で区との協働の場合は、上記一覧表金額の半額（5割減）とする。

（区との協働…区の事業や区との共催事業（公用事業等）を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業）

※区外民間企業等の利用の場合は、上記金額の1.5倍（5割増）の額とする。ただし、区との協働場合は、上記一覧表金額の通りとする。

表4【他自治体の料金設定事例】

施設	広さ (㎡)	㎡単価 (1時間)	料金	備考
代々木公園フリーマーケット	5	83円	(1日) 2,500円	
キッチンカー (公共施設)	10 (1台分)	—	(1日) 無料~4,230円	
キッチンカー (民間施設)	10 (1台分)	—	(1日) 5,000円程度	
中野区役所ソトニワ	893	約8円	(4h利用) 29,600円	2月料金
東京ビッグサイト リンクススペース	1,120	約17円	(24h利用) 468,160円	
横浜赤レンガ	2,110	約18円	(12h利用) 495,000円	土日祝料金

6 根拠規則及び料金徴収について

(1) 根拠

施設利用協力金は、今後制定予定の（仮称）区民利用・交流拠点施設事業実施要綱にて定める。当該要綱については、今後の準備会等の検討を踏まえた上で令和8年度に制定する予定である。合わせて、世田谷区庁舎管理規則第12条（禁止行為等）について、交流拠点施設で実施する事業・活動に合わせて一部緩和するための改正を行う（令和8年度改正予定）。

(2) 料金徴収について

施設利用協力金は、使用料ではないため料金徴収委託をすることができない。したがって、当協力金は収入見込みを踏まえて差し引いた金額にて契約を行い、事業者の収入とする。

7 施設利用協力金の見直し時期

開設後、公共施設使用料見直し時期等を捉えて、年間運営経費や利用率を踏まえて施設利用協力金の見直しを行う。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年	7月	区民生活常任委員会報告
	8月	事業者公募開始
	12月	事業者決定
令和8年	2月	区民生活常任委員会報告（事業者決定等）
	4月	事業者契約開始 （仮称）事業運営委員会設置
	9月	本庁舎整備2期工事竣工
	10月以降	オープニングイベント、施設開設・事業開始

9 （参考）事業運営に係る検討状況や施設開設、事業開始に向けた検討状況等

(1) 経過

令和6年	3月	「事業運営実施計画」策定
	6月	区内団体・庁内アンケート（利用意向調査）実施

- 1 2月 事業運営委員会準備会設置、第1回準備会実施
 令和7年 2月 試行イベント実施（「区役所で遊ぼう」）
 3月 事業者公募に向けた事業計画等に関する事業者向け説明会実施
 3月 第2回準備会実施
 5月 第3回準備会実施

(2) 区民利用・交流拠点施設の目指す方向性

新しい本庁舎等にて、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現を目指し、区民参加、交流、協働の事業を展開していく。

令和6年3月策定の「区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画」に基づき、令和6年12月に設置した準備会等での検討を踏まえて区民利用・交流拠点施設の目指す方向性を以下の通り整理した。

●多くの区民や団体が訪れ、交流を生み出す環境をつくる

様々な活動に対応できる備品等を用意し、利用手続きもできる限り簡易にして活動のハードルを下げ、様々な活動を誘致する。また区役所に来られた様々な方が気軽に立ち寄れる居心地の良い空間づくりを行う。

●市民活動を支援する

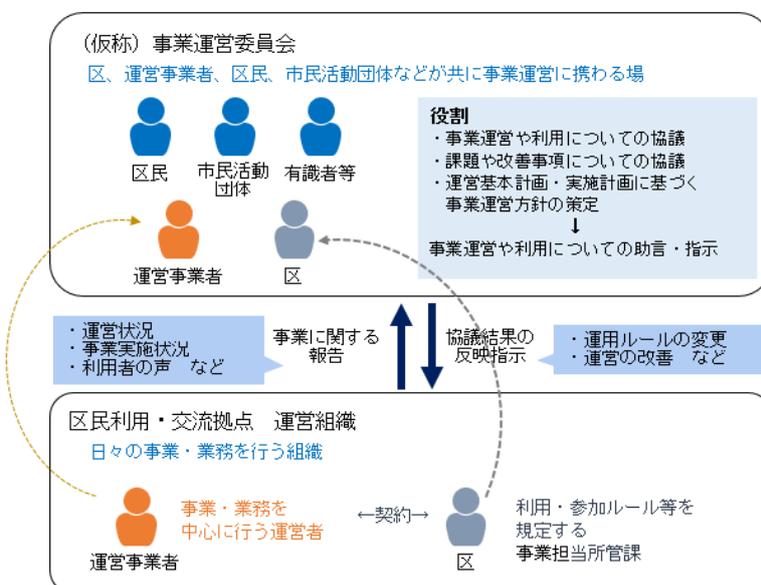
新たな活動へのチャレンジやよりよい活動へのバージョンアップを拠点施設での活動を通して支援する。また、団体や区関係所管へのマッチングや活動の情報発信支援を行う。

●区民、団体、区職員がともに交流や協働を育む

ガラス張りで仕切りのないオープンな区民交流スペースを中心に区民や団体、区職員が積極的に活動に参加して、交流や協働が生まれ広がることを目指す。ルール等は固定化しすぎず、(仮称)事業運営委員会で一体的に協議し適宜柔軟な見直し(トライ&エラー)を図る。

(3) 運営体制

以下図(事業運営実施計画に定める運営体制イメージ図)のとおり、区、運営事業者、(仮称)事業運営委員会が一体となり、区民・団体・区職員が入り混じる汽水域のような空間を作り、オープンなイノベーションを創出していく。



- (4) 利用想定イメージ
参考資料1のとおり

【第1章 計画の背景】

世田谷区では、新しい本庁舎等において、「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現をめざし、区内の様々な地域から訪れる区民がふれあい、交流できる場所として、多様な区民利用・交流拠点施設の整備を進めています。

区民利用・交流拠点施設は、3回に分け段階的に開設していきます。

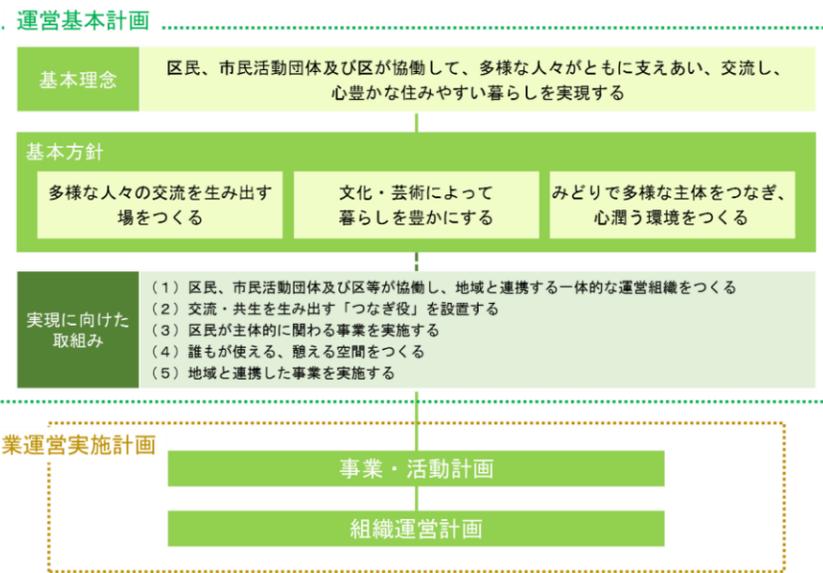
■ 区民利用・交流拠点施設について

1期工事後 開設 (令和6年度)	世田谷区民会館 (ホール、集会室、練習室)
	エントランスホール
	ラウンジ
2期工事後 開設 (令和8年度)	区民交流スペース
	区民交流室
	広場・ピロティ 屋上庭園(東棟)
3期工事後 開設 (令和11年度)	区民交流室 (キッチン付き)



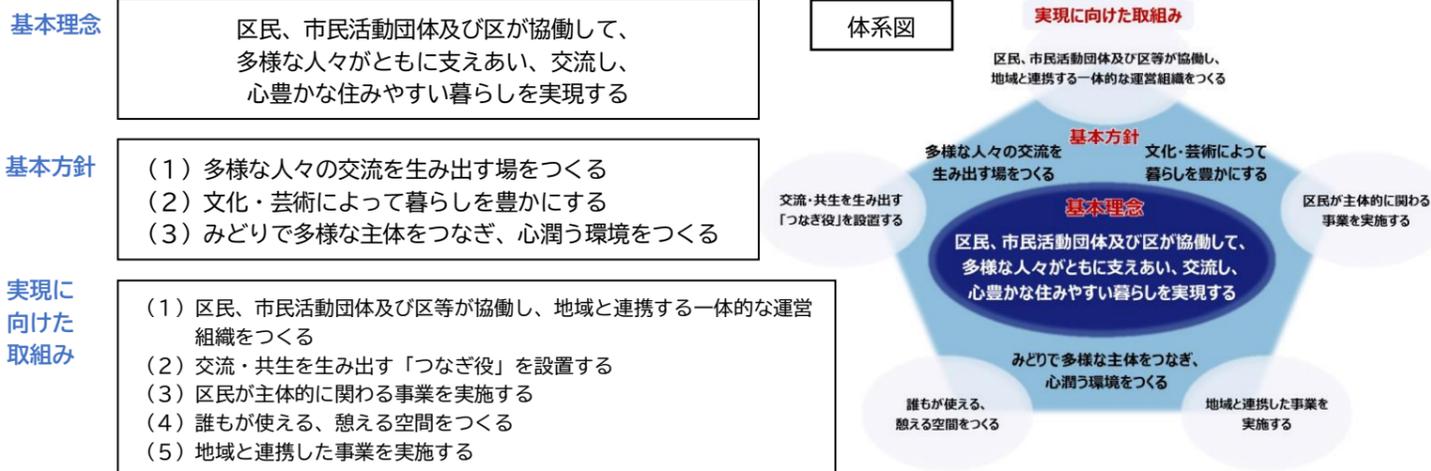
■ 計画の体系

令和5年6月には、区民利用・交流拠点施設の根幹となる「基本理念」、「基本方針」、「実現に向けた取組み」を中心とした大きな方針を記載した運営基本計画を策定しました。事業運営実施計画では、運営基本計画を踏まえた上で、より具体的・実務的な区民利用・交流拠点施設の事業運営に関する検討を進め、事業・活動、組織運営に係る計画をまとめています。



【第2章 運営基本計画の概要】

運営基本計画では、本庁舎等整備の基本方針の一つである「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を実現するために、基本理念、基本方針、実現に向けた取組みをまとめました。



【第3章 事業運営実施計画】

事業・活動計画

■ 基本的な考え方

運営基本計画に定めた基本方針及び実現に向けた取組みを達成するため、庁舎機能と区民利用施設機能が融合する環境における区民参加・交流・協働の拠点としての事業展開により、これまで以上に積極的に協働を促進させます。

■ 事業概要

運営基本計画に定めた「基本方針」に基づき、3つの観点から区民利用・交流拠点事業を組み立てることとし、事業実施にあたっては、運営基本計画の「実現に向けた取組み」を反映させながら、その実践を通じ、徐々に規模拡大や充実、深化を図ります。

区民活動・交流事業	文化・芸術事業	みどり事業
<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の活動や展示の場を提供し、可視化する事業 市民活動に関する情報収集・発信事業 市民活動団体の活動、交流を促進し、持続性を高める事業 市民活動団体の新たな活動を支援する事業 区民と区の交流、協働を生み出す事業 区民の憩いの場所を演出する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 区民が文化・芸術に出会い、参加・体験することができる事業 地域のアーティスト、文化団体と連携する事業 区民が良質な文化・芸術を鑑賞することができる事業 文化・芸術の多様性を活かした事業 	<ul style="list-style-type: none"> みどりに触れ、育む機会を提供する事業 地域にみどりを広げるための事業 みどりを共に育む事業 みどりを通じて環境保全に寄与する事業
全体調整		
区民利用・交流拠点としての一体性を保持し、全体の事業効果を最大化するため、全体調整を図ります。		
<ul style="list-style-type: none"> 利用調整 異なる分野が連携した事業 周辺地域と連携して行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> 施設を活用した販回り創出事業 広域的に展開する事業 (仮称) 事業運営委員会事務 	

■ 区民交流スペースの利用図・レイアウトイメージ (例)

事業を総合的に実施していくためには、多様な区民を受け入れるコミュニケーションツール、多様な活動を支えるWi-Fi、照明、映像、音響、展示等の設備や備品、しつらえを整える一方、利用・参加のルールづくりが重要となります。

特に、区民交流スペースについては、交流促進のためルールは最小限にとどめながら、活動内容や過ごし方を想定したテーブル、椅子、ソファ等什器の配置によるゾーニングと、混雑具合及び他の活動状況の案内や時間帯等による活動内容の誘導を図ります。なお、レイアウトは、利用・活動内容に応じて変更可能となるようしつらえるものとしします。

※開設に向けさらに試行イベント等を重ね、今後設置する(仮称)事業運営委員会での協議等を踏まえて、多様な利用・参加を促す空間づくり、ルールづくりに努めます。



■ 運営日・時間、参加手続き等

区民利用・交流拠点においては、単なる施設の提供ではなく、ここで事業・活動が幅広く行われ、多様な区民の参加機会を創出することが必要です。そのため、運営時間や参加手続き等について、次のような考え方で設定するものとし、（仮称）事業運営委員会での協議を踏まえ詳細に決定していきます。

運営日・時間

区分	運営時間	備考
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	9時～22時 ※条例に定めるとおり	午前(9時～12時)、午後(13時～16時30分)、夜間(17時30分～22時)
東1期棟エントランスホール・ラウンジ	9時～22時	・2期工事期間中は活動を伴わない個人利用を想定。 ※運営時間については、2期工事期間中は変更となる可能性あり。
区民交流スペース	9時～22時	活動を伴わない個人利用は8時30分より
区民交流室	9時～22時	
広場	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
ピロティ	24時間通行可能	活動を行う場合は、9時～17時
屋上庭園(東棟)	9時～17時	

年末年始や設備保守等に必要の日を除き事業運営することとする。

参加手続き等

区分	利用・参加条件	利用・参加手続き
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	営利を目的とした利用は不可(ホールを使用する場合を除く)	・団体または個人からの使用申請に基づき使用の承認を行う。 ・使用申請のオンライン化を進める。
区民交流スペース	政治や宗教活動等は利用・参加不可	・活動を伴わない個人は受付・利用手続きなし。 ・団体(区民1人以上を含む2名以上)及び活動を行う個人は、事前登録のうえ当日参加受付。 ・1日以上継続して活動や展示を行う場合は、事前相談を要する。 ・区民を含まない団体・区民以外の個人の活動及び営利活動も可能とするが、すべて事前相談を要する。 登録、事前相談は運営事業者の提案に基づきオンライン等により行う。
区民交流室		
広場		
ピロティ		
屋上庭園(東棟)		

利用料金
(使用料・参加料)

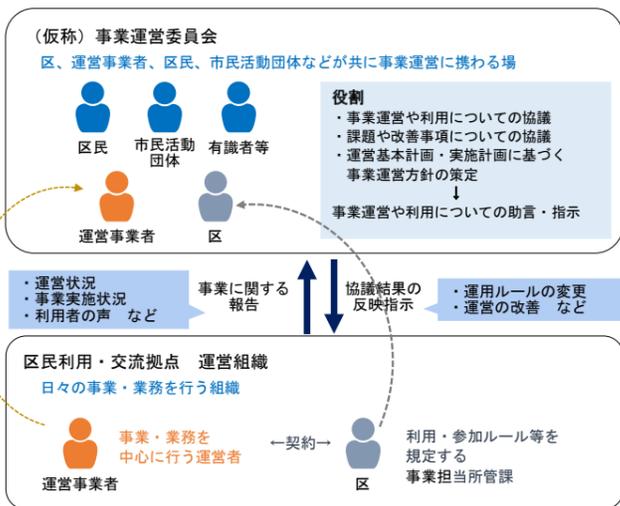
区分	利用料金(使用料・参加料)
区民会館 (ホール・集会室・練習室)	区民会館条例等に定める使用料
区民交流スペース	・原則として無料 ・1日を超えて継続して活動する場合は、拠点事業経費をもとに算出した参加料が必要 ・区民を含まない団体・区民以外の個人は活動時間に関わらず参加料が必要 ・営利活動は活動時間に関わらず参加料が必要 ・区との協働による活動は減免あり
区民交流室	
広場	
ピロティ	
屋上庭園(東棟)	

組織運営計画

■ 運営の全体像

事業・活動計画で示した取り組みを効果的に実現するには、区民、市民活動団体及び区が協働し、そこに専門的なノウハウを有する人や企業等が関わる、区民利用・交流拠点ならではの運営組織が構築される必要があります。そして、長く関わって経験を蓄積することとともに、新陳代謝や世代交代が行われることも持続可能な組織づくりには大切です。本庁舎等整備2期工事竣工後の本格的な運営開始に向けて区内の団体、区民等との協議を行い、（仮称）事業運営委員会の組成を含め準備を進めます。

イメージ図



(仮称) 事業運営委員会

区民のニーズや社会の要請に応じたルール変更、方針の見直しや円滑に図られるよう、区民利用・交流拠点事業の運営における情報や課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とします。その事務局は、運営事業者の補助を受けながら、当面区が担うものとします。組成にあたっては、まず準備会を組織し委員選出方法を定めます。

運営組織

区民会館は、文化芸術に精通し、多様で良質な公演から親しみやすいワークショップまで多岐にわたる事業を提供すること、団体から個人利用までさまざまな施設利用ニーズに幅広く応えることが可能な主体が必要です。区民交流スペース等は、事業や場を提供すること以上に区民や市民活動団体をつなぎ、活動を促すコーディネートができる主体が必要です。こうした拠点事業の特性や専門性を踏まえ、契約事業者・団体が、区と連携して運営を主体的に担うこととします。

運営主体

区民会館については、令和8年度後半に交流拠点のほとんどが開設するタイミングで、指定管理者による運営に戻すこととしています。区民会館の指定管理者と、区民交流スペース等の運営事業者を同一にすることは、事業運営の一体性保持のうえでは有益ですが、必要となる人員やノウハウの確保等、事業参画条件が厳しくなることを想定し、それぞれ選定することとします。事業者の選定方法は公募を原則とし、今後業務仕様の詳細化にあわせ設定します。

事業の枠組み図

事業/施設	東1期棟					東2期棟 (区民交流室は西2期棟・西3期棟設置分を含む)				外構
	区民会館		庁舎							
区分	ホール	集会室	練習室	ラウンジ	エントランスホール	区民交流スペース	区民交流室	ピロティ	屋上庭園	広場
区民活動交流事業	業務委託									
文化事業	指定管理									
みどり事業	業務委託									
全体調整	業務委託									

※基本的な業務分担は上図のとおりとしますが、各事業において他の交流拠点施設を利用することがあります。また、上図の複数の委託業務については、一体的に発注します。

収支計画

区民利用・交流拠点は、ホール等の施設で使用料を徴収したり、事業・活動による利用・参加について一部有料にすることが想定されるため、収入が発生します。以下に一定の条件設定に基づく試算を示します。今後、事業者選定に向けた事業内容の詳細化、定量化等にあわせ、収支についても精査していきます。

試算条件	・拠点全体開設後の年間事業収支とする ・事業内容や運営日等は事業・活動計画に基づき設定する ・人件費等の単価は本計画策定時のものとする
------	---

単位：円

	区民会館	その他 (区民交流スペース等)	区民利用・交流拠点施設計
支出計	133,246,000	70,080,000	203,326,000
収入計	70,450,000	3,510,000	73,960,000
差引	62,796,000	66,570,000	129,366,000

【第4章 全体開設に向けて(今後のスケジュール)】

※今後の本庁舎等整備工事の進捗状況等により変更がありえます

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7～8年度	令和8年度	令和11年度
・本庁舎等整備1期工事竣工 ・事業運営実施計画策定	・区民会館開設(業務委託) ・事業者選定に向けた業務仕様等案公表・意見募集(区民交流スペース等) ・(仮称)事業運営委員会準備会委員公募・設置	・事業者選定(区民交流スペース等)	・指定管理者選定(区民会館) ・(仮称)事業運営委員会組成・設置	・指定管理者・事業者による開設準備 ・庁舎管理規則等関連規定整備 ・本庁舎等整備2期工事竣工 ・区民交流スペース等開設 ・指定管理による運営開始(区民会館)	・本庁舎等整備3期工事竣工 ・区民交流室(キッチン付き)開設

利用対象となる活動・事業及び非営利・営利の整理

別紙2

凡例

活動エリアの限定無し	活動エリアの限定有り
------------	------------

実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの 料金徴収の有無	施設利用 の可否	営利・非営利 の判断	備考
NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人など ※個人による活動も含む	公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1)区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2)原則、情報公開できる活動・事業であること (3)政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4)公序良俗に反しない活動・事業であること (5)暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議	問わない	○	非営利	
		趣味・サークル活動				
		講習会・ワークショップ(団体等の成果発表等)				
		マルシェ				
民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1)社会貢献活動 (2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3)ソーシャルビジネスに関する事業(社会問題の解決を目的としたビジネス) (4)コミュニティビジネスに関する事業(地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5)交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 【(1)社会貢献活動】 【(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動】 【(3)ソーシャルビジネスに関する事業】 【(4)コミュニティビジネスに関する事業】	無し	○	非営利	自社製品のPRの色合いが強い場合には、営利活動と判断し、活動エリアを限定する。
		興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) 【(5)交流拠点賑わい創出事業】 ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利	
	民間企業等の通常の営利事業	打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	—	
		月謝が伴う〇〇教室	有り(月謝)	×	—	月謝を支払った区民しか参加することができないため、不可。
区	(1)区が主催または共催する区民対象の事業 (2)区と団体等が協働して行う事業	〇〇まつり、〇〇フェアなど	問わない	○	—	事業実施に伴い、民間企業が実施する販売(キッチンカー等)部分についても非営利として実施可能とする。

スペースごとの活用想定及び備品 ○区民交流スペース

○広場内でのオシャレな椅子、テーブル
天気がよい日には、憩いの空間の創出のため、広場(テラスによる日陰あり)にテーブル3×椅子4=12人程度が座れるようにする。



○個人利用スペース
主に役所に手続きに来た来庁者や、業者、学生の憩いの場と想定



○団体活動PRコーナー
施設利用団体の通常の活動や区民利用・交流拠点施設以外での活動のチラシ等を展示



【パース映像(ピロティから見たイメージ)】

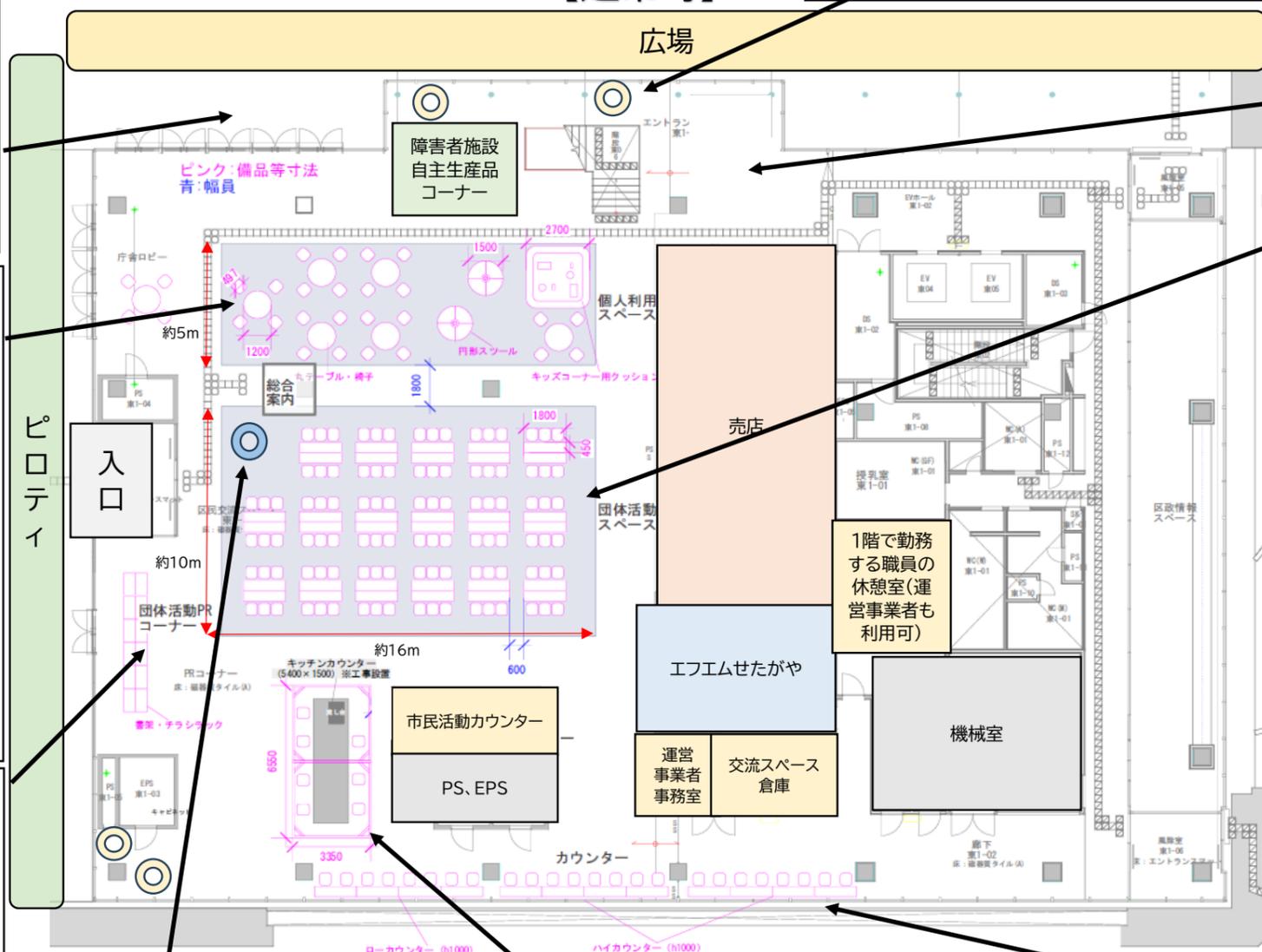


SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【通常時】

デジタルサイネージにて、区民利用・交流拠点施設で行われる予定のイベント情報等を発信(4か所)

参考資料1-1



○カームダウンスペース
障害者のある方等の休憩スペースを設置



○団体活動スペース
通常時は打ち合わせやワークショップがしやすいよう、可動しやすい家具や埋込式電源を用意。※通常時以外の想定は次ページ参照



デジタルサイネージにて、当日のイベント情報を発信

○キッチンカウンター
流し台では、ワークショップで利用した文具の洗浄や、交流会等での飲食時の利用を想定



○カウンタースペース
個人での学習利用や休憩スペースと想定

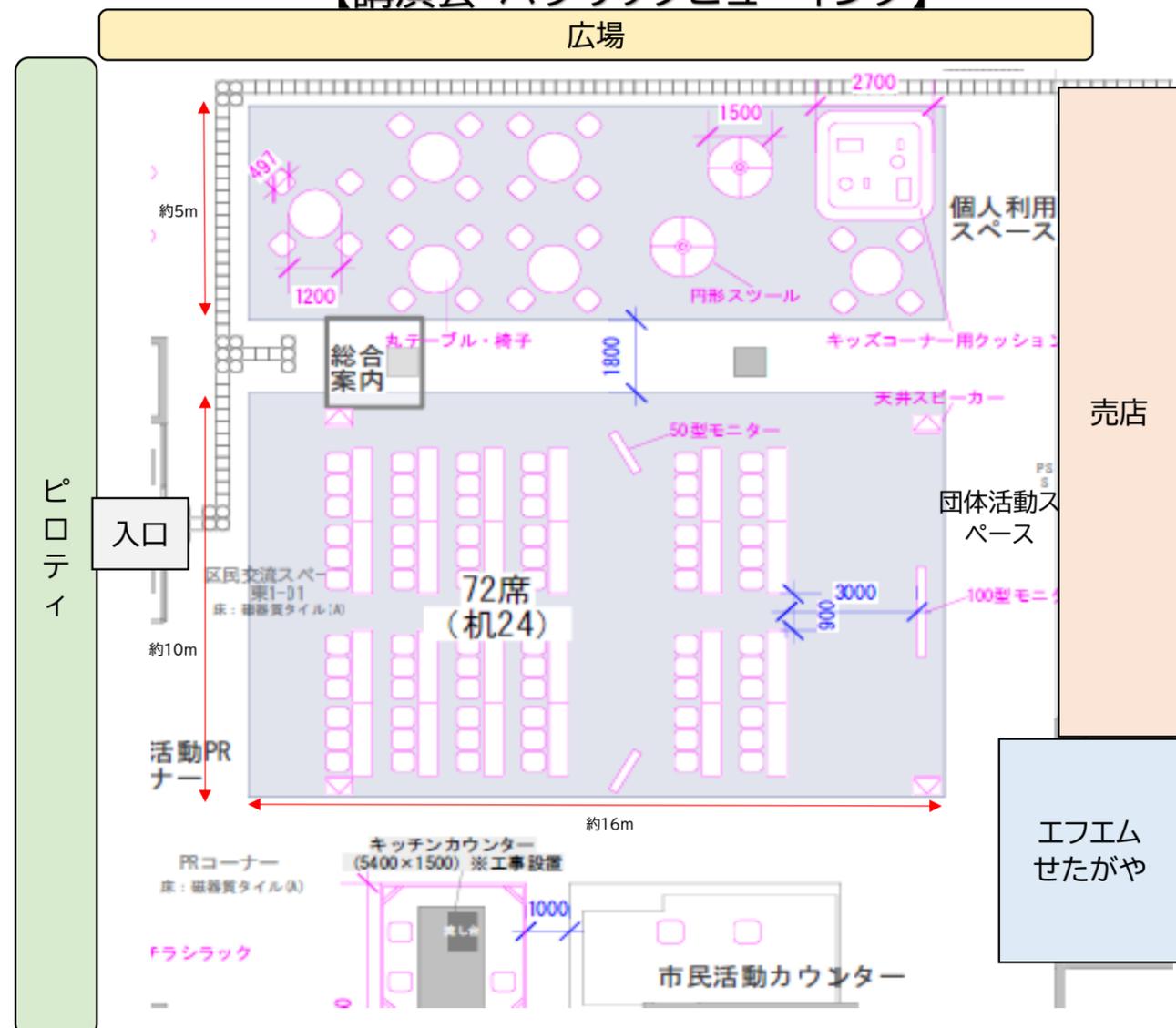


スペースごとの活用想定及び備品
○区民交流スペース

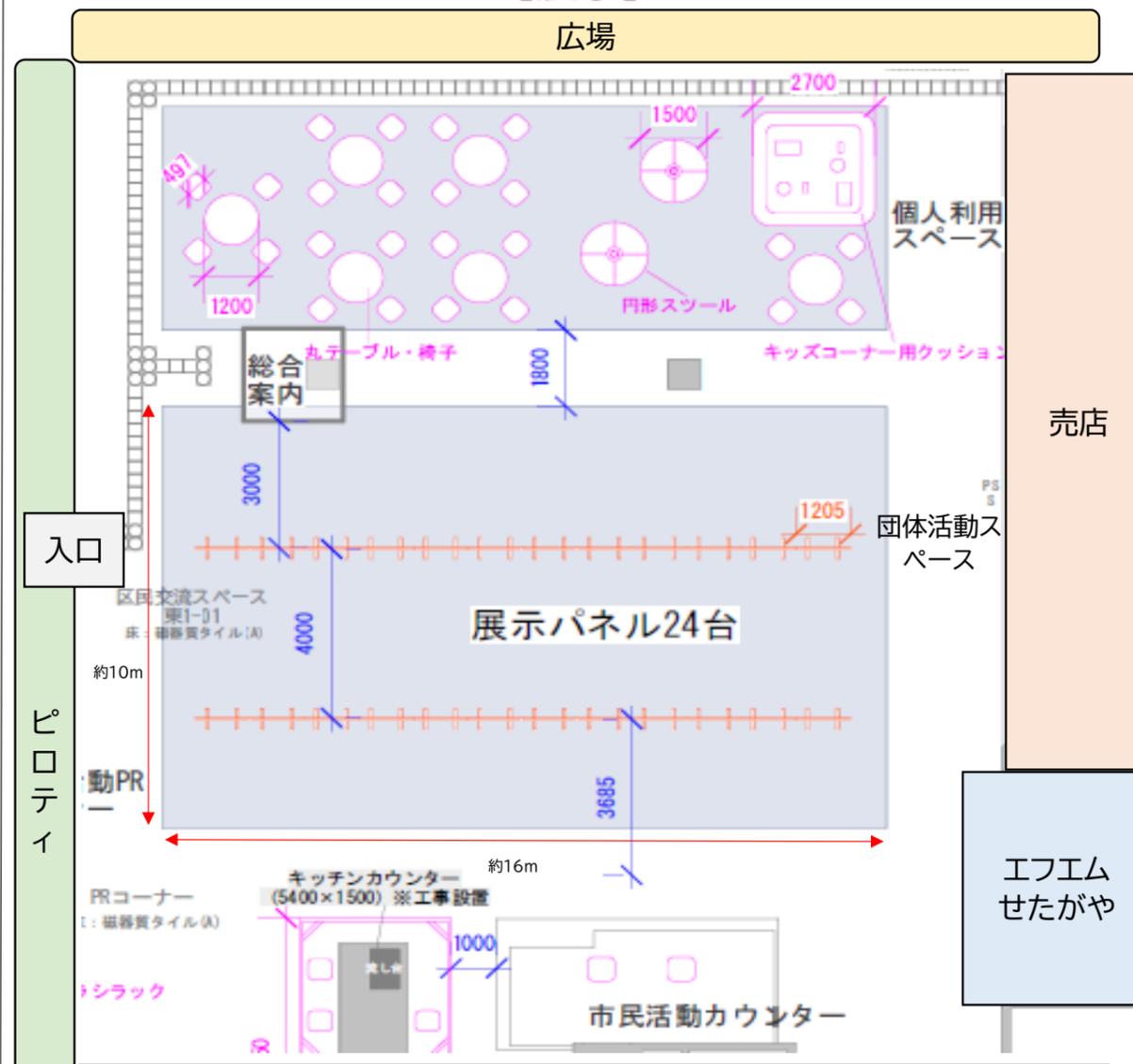
SETAGAYA Free Wi-Fi完備

参考資料1-2

【講演会・パブリックビューイング】



【展示】



○市民活動カウンター内にあるワゴンアンプから映像、音響機器を操作

【映像、音響機器】

- ・100型モニター(幅2.2m高さ1.2m程度)
- ・50型モニター2か所(幅1.1m高さ0.6m程度)
- ※上の位置からであれば3か所同時投影が可能
- ・天井にスピーカーを設置
- ・PC、BD、DVD、CD、カセットテープからの入力が可能

○展示パネルや長机等を使用し、大きく展示をすることが可能。取付可能なフックやスポットライト(天井設置のスポットライトも検討中)も用意



スペースごとの活用想定及び備品
○区民交流室

参考資料1-3

【研修・小規模セミナー等】

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

各室とも概ね
定員10~20名程度



【パース映像】



○2階テラスに沿う形で5室整備。ガラス張りでオープンな空間でありながら、ブラインドカーテンの設置により、比較的クローズな活動も可能。令和11年にはキッチン付き交流室も整備される。会議や小規模の研修、セミナー等を想定。



※キッチン付き交流室は令和11年に整備するため、キッチン付き交流室分の什器等の検討は時期が近くなったら改めて行う。

スペースごとの活用想定及び備品
○広場、ピロティ

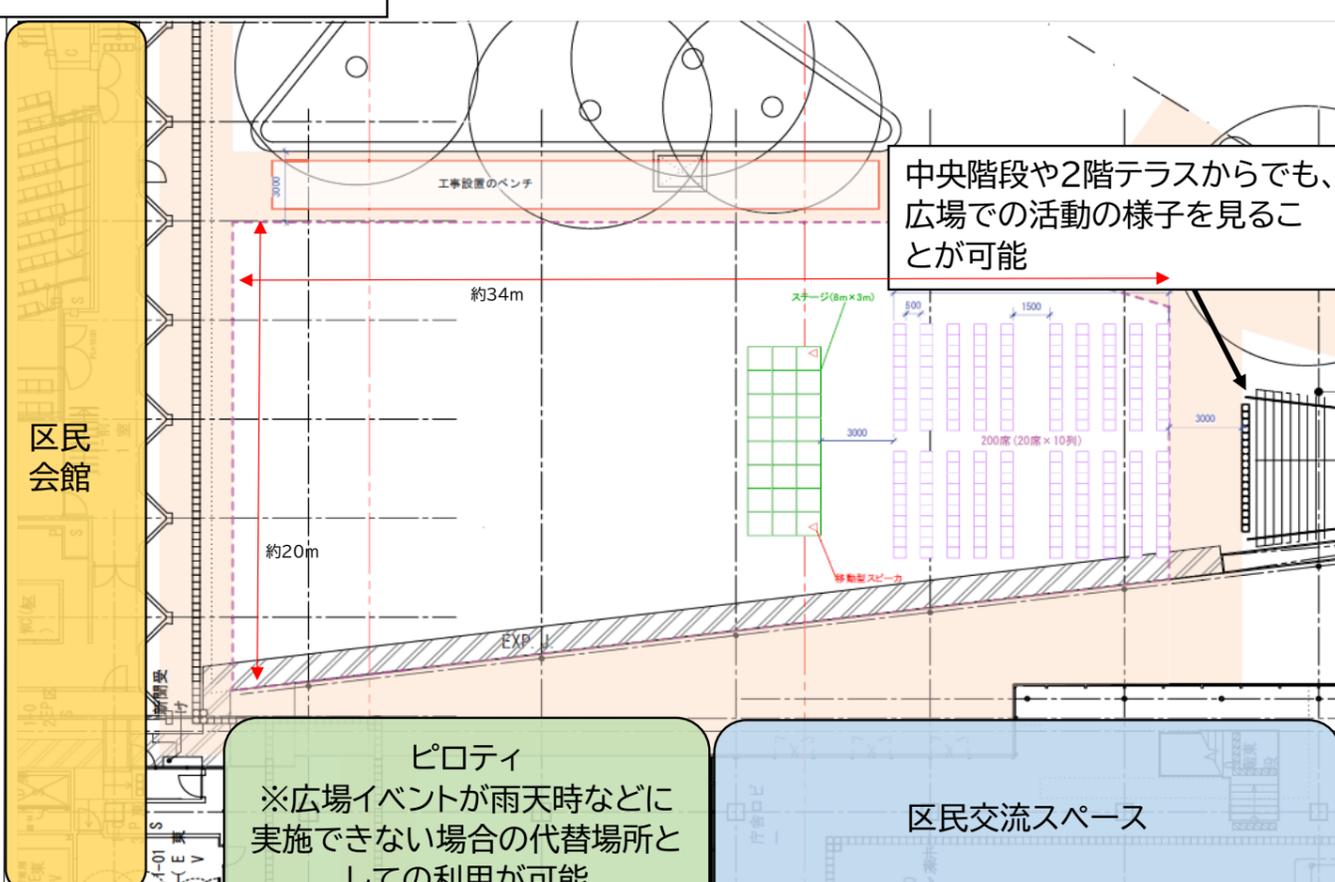
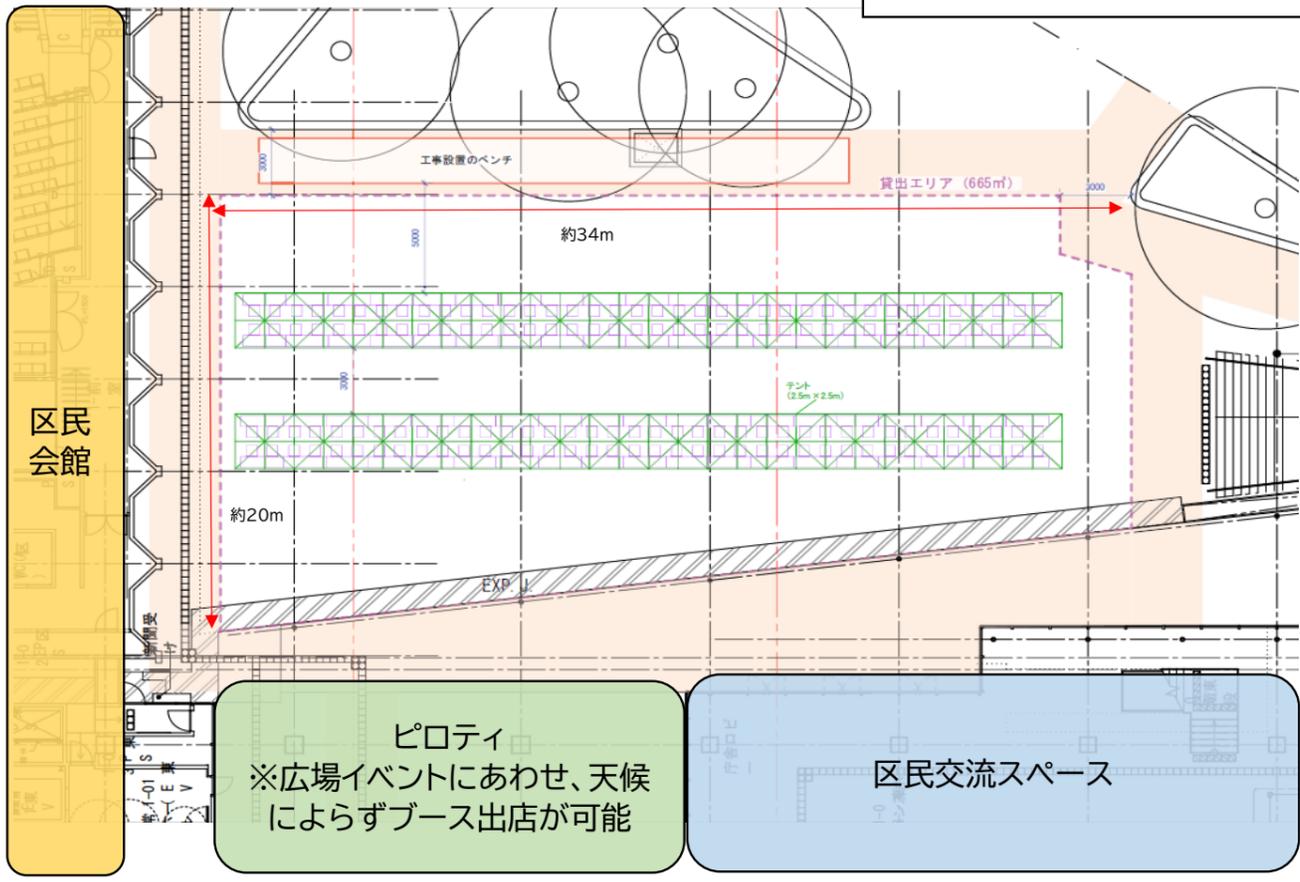
【マルシェ】

・ガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能
・出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくする。

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

参考資料1-5

【音楽、ダンスステージ】



ピロティ
※広場イベントにあわせ、天候によらずブース出店が可能

区民交流スペース

ピロティ
※広場イベントが雨天時などに実施できない場合の代替場所としての利用が可能

区民交流スペース

【パース映像：広場】



【パース映像：ピロティ】



○マルシェ
テントを向かい合わせに配置し、間にシェードを設置する。また、広場はイベント時のテントを安全に固定できるようにアンカーボルトを設置できる仕様とする。

テーブル (屋外のためポリエチレン樹脂天板を使用) テント シェード

アンカーボルト (イメージ)

マルシェイメージ (青山ファーマーズマーケット)

○音楽、ダンスステージ
区民会館を背にステージを設置し、最大200席程度のイベントステージが実施できるようにする。

仮設ステージ (1mごとの連結で組み合わせ自由。1人でも組立が可能) イス (全天候対応型) マイク スポットライト

パワードミキサー+スピーカー 電気楽器をミキサーに接続するための変換機 CDラジカセ 各種ケーブル

○その他備品

芝生 ホースリール ミストシャワー付き扇風機 コードリール ケーブルプロテクター

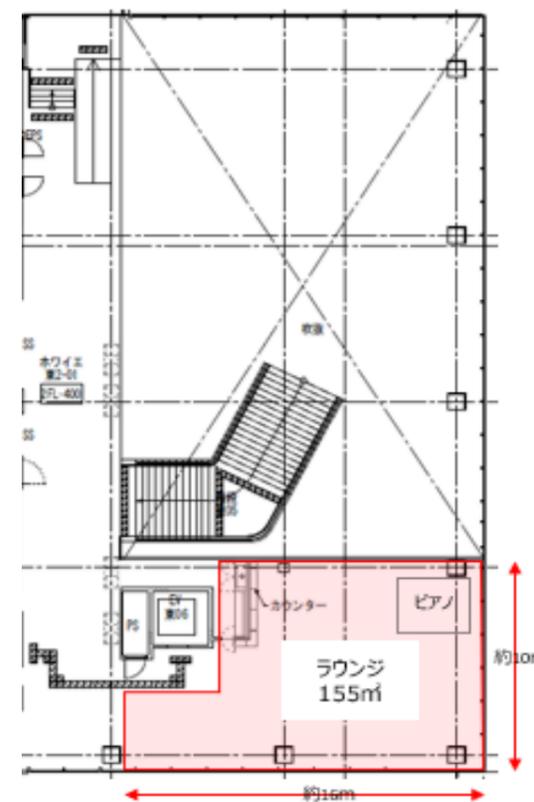
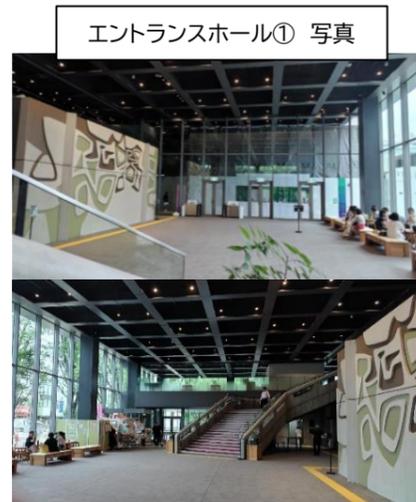
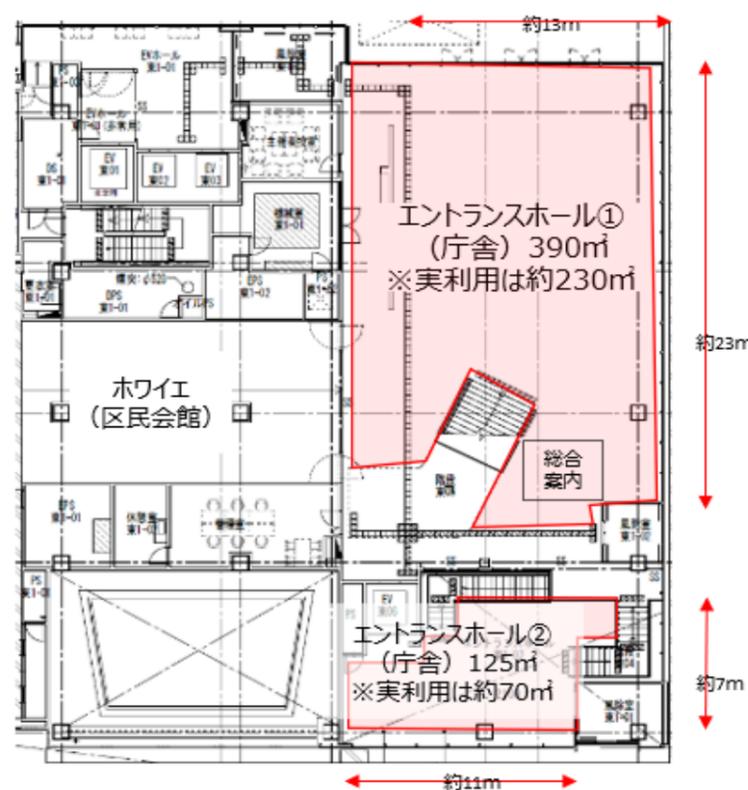
スペースごとの活用想定及び備品

○エントランスホール(令和6年度既開設)

SETAGAYA Free Wi-Fi完備

○ラウンジ(令和6年度既開設)

参考資料1-6



【活用想定】

- ・交流スペースに用意する大型モニター(100型)等を活用した式典や発表会、ポツチャイベント(エントランスホール①)
- ・展示、物品販売(エントランスホール①、②)

【備品】

- ・けやきの木を活用した家具は既に設置済み
- ※式典等でモニターや長机や展示パネルなどが必要な場合、交流スペースから持ってくる。



イス(背、座面メッシュ)



ポツチャセット(コートは4分の1)

【活用想定】

- ・区民会館利用とあわせた幕間の休憩
- ・ミニコンサート
- ・交流会

【備品】

- ・けやきの木を活用した家具
- ・カフェ利用するための冷凍冷蔵庫 等
- ⇒すでに設置済み。